児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、 指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年八月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

l l	か 課後等デ	奈良市大宮町 三丁目五ー四 一 ぷろぼの	ぷろぼのス	設ビル二〇一号 新三やまと建 第三やまと建	社会福祉法
援 児 童発達支 大課後等デ	援児イ放	所二一二番地 一 二番地	ど ; ばくの ゆめ	奈良市佐保台三 が 1 日 九○二番地 か 1 日 元 ○二番地 アーセー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	株式会社
イサービス アンドラ	イ放サー	三七の一祭良市歌姫町	か が 課後等デ	大毘沙門町四八 大毘沙門町四八 大毘沙門町四八	ンクル 株式会社リ
援 鬼 選 発達支 スポープ ガ 課後等 デ	援児イ放	生駒市真弓二 一〇	H F O u U l S l E +	生駒市ひかりが	t r T U 株 i p S K 式 o o U U 会 n r c M 社 a o I F
支援の種類障害児通所	支障经生	地事業所の所在	称 事業所の名	事務所の所在地	称 事業者の名